三十二　住民基本台帳法第二十一条の三第二項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付又は同条第五項において準用する同法第十二条の二第五項の規定による求めを受けること若しくは送付	［新設］
三十三　住民基本台帳法第二十一条の三第三項若しくは第四項の規定による申出の受理、その申出に係る事実についての審査若しくは交付又は同条第五項において準用する同法第十二条の三第九項の規定による求めを受けること若しくは送付	［新設］
三十四～六十一　［略］	二十七～五十四　［同上］
六十二　住民基本台帳法施行令第十七条の二第二項において準用する同令第十五条の規定による記載	［新設］

○総務省令第二号
法務省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十二日

総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司

戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令

（戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正）

第一条　戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令	戸籍の附票の写しの交付に関する省令
（本人等の交付の請求の手続及び請求につき明らかにしなければならない事項）	（本人等の交付の請求の手続及び請求につき明らかにしなければならない事項）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2　法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示	一　請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調整する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示
［二・三　略］	［二・三　同上］

六十三　［略］	五十五　［同上］
六十四　［略］	五十六　［同上］
六十五　［略］	五十七　［同上］
六十六　住民基本台帳法施行令第二十一条第二項又は第三項において準用する同令第十五条の規定による記載	五十八　住民基本台帳法施行令第二十一条第二項において準用する同令第十五条の規定による記載
六十七～七十五　［略］	五十九～六十七　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。